

情報通信審議会 電気通信事業政策部会
電話網移行円滑化委員会
電話を繋ぐ機能等ワーキンググループ（第5回）議事録

1. 日時 平成28年11月10日（木） 9:58～10:48

2. 場所 総務省10階 総務省第1会議室

3. 出席者

① 電話網移行円滑化委員会電話を繋ぐ機能等ワーキンググループ構成員

相田 仁 主査、池田 千鶴 主査代理、内田 真人 委員（以上、3名）

② 総務省

巻口電気通信事業部長、秋本総合通信基盤局総務課長、竹村事業政策課長、安東事業政策課調査官、宮野事業政策課課長補佐、影井事業政策課課長補佐、藤野料金サービス課長、内藤料金サービス課企画官、柳迫料金サービス課課長補佐、萩原電気通信技術システム課長、 杵浦電気通信技術システム課課長補佐

4. 議題

(1) WGとりまとめ等について

(2) その他

○相田主査　それでは、定刻にはまだちょっとだけ早いようですけれども、皆様おそろいのおようですので、ただいまから情報通信審議会電気通信事業政策部会電話網移行円滑化委員会、「電話を繋ぐ機能」等ワーキンググループの第5回会合を開催させていただきます。

本日も皆様、お忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございます。

それでは、まず、事務局から配付資料の確認をお願いいたします。

○影井事業政策課課長補佐　それでは、まず配付資料の確認をいたします。議事次第に記載しておりますとおり、本日の資料は、資料電5-1及び参考資料電5-1の計2点となっております。もし過不足等ございましたら、事務局までお知らせください。

また、本日はワイヤレスマイクの使用となっておりますので、ハウリング防止の観点から、ご発言の後にはスイッチをお切りいただくよう、ご協力をよろしく申し上げます。

○相田主査　よろしゅうございますでしょうか。

本日は、また3人だけのメンバーの会合でございますけれども、本日の議題は、「WGとりまとめ等について」ということで、来週の金曜日ですか、11月18日に親会が予定されておまして、そちらに向けてワーキンググループの検討状況についてご報告させていただくということ、振り返ってみますと、これまでに親会の質疑応答の途中で、口頭でもって電話を繋ぐ機能等につきましては、事業者間協議の場を通じて順調に検討が進んでおりますと、ごく簡単にご報告させていただいたということでございますので、このワーキンググループの全体を通じてのご報告をする必要があるということで、事務局のほうで、資料電5-1をご用意いただいておりますので、まず、それをご説明いただき、その後、委員の先生方から意見交換・自由討議ということで進めさせていただきたいと思っております。

それでは、まず、事務局のほうからお願いいたします。

○影井事業政策課課長補佐　それでは、資料電5-1をご覧ください。また、参考資料電5-1につきましても、あわせて横に置いて適宜参照いただきながらのご説明とさせていただきます。

まず、資料電5-1を1枚ページをめくっていただきまして、1ページをご覧ください。本とりまとめ（案）に至るWGの検討経緯等を最初にまとめてございます。1ポツ目ですが、6月15日の委員会におきまして、固定電話網のIP網への移行に伴う「電話を繋ぐ機能」の在り方、これにつきましては、ネットワークの在り方やコスト試算な

ど技術的・専門的な観点からの検討が必要ということで、WGを設置して検討を行うこととされました。これを受けまして「電話を繋ぐ機能等WG」、以下「本WG」と言いますが、これを設置したところでございます。

本WGは、本年7月から11月までの間、計5回にわたり開催いただきまして、「電話を繋ぐ機能」に関する検討項目として、以下、①から⑤としてございますが、これらについて、「経済性」、「信頼性」、「継続性・安定性」、「保守・運用性」、「費用負担の公平性・適正性」及び「全体最適」等の視点から、事業者間協議を注視しながら、本WGとしての考え方を整理してきたところでございます。

その検討項目でございますが、まず、①としてSIPサーバの連携、これは様々な検討の前提となるものですので、最初にしております。

次に②「電話を繋ぐ機能」の役割としておりますが、これは必ずしもWGの検討の時系列とは違い、後半のWGで検討いただいたものでございますが、結果として整理いただいた考え方が全てにかかわるものでございますので、本とりまとめにおいては2番目にしております。

次に、③の繋ぐ機能POIの設置場所・箇所数、接続方式、「電話を繋ぐ機能」を利用しない直接接続とまとめております。ここで「繋ぐ機能POI」という言葉を定義させていただいておりまして、ここは相田主査から本WGでご指摘いただいたところもございまして、PSTNからIP網への移行に伴い、IP網同士の直接接続が実現した際に全事業者が「電話を繋ぐ機能」を介して直接接続して互いのネットワークへ音声呼を疎通させるための相互接続点、これを本とりまとめ資料において、一般的なPOI、相互接続点と紛れないように「繋ぐ機能POI」というふうに呼ばせていただきます。

次に、④は繋ぐ機能POIまでの伝送路としておりまして、これは主にコスト負担に関するものでございます。

最後に、⑤「電話を繋ぐ機能」の担い手としております。これは、繋ぐ機能POIビル内のコロケーションスペースであったり、ルータ等の提供主体に関する内容でございます。

こうした検討項目につきまして、3名のWG構成員の先生方、それから、ここに記載しておりますような10の関係事業者にも本WGに出席をいただきまして、検討を進めてまいりました。

そして、下から2つ目の丸ポツでございますが、本WGといたしましては、これら検

討項目に関するこれまでの検討結果、これは各検討項目において、次のページ以降で「事業者間協議の結果」と「WGとしての考え方」という形で整理をしておりますが、本資料でとりまとめをさせていただき、電話網移行円滑化委員会に報告することとしたいと考えております。

「なお」と最後にお示ししておりますが、「電話を繋ぐ機能」のうち「繋ぐ機能POIビル内に設置する『共用ルータ』」であるとか、あるいは「事業者間精算」等につきましては、本WGとして示した考え方を踏まえて、引き続き事業者間協議が進められることとなりますが、今後も事業者間協議の状況等を注視しながら、本WGにおいて、1次答申のとりまとめに向け、「事業者間意識合わせの場」の事務局であるNTTからの報告や各事業者からの意見聴取等を通じて随時確認するとともに、追加的に検討すべき事項が生じれば、本WGとして検討を行っていくこととしております。

それでは、次のページから各検討項目について順次ご説明をいたします。2ページをご覧ください。最初に、検討項目①「SIPサーバの連携」についてでございますが、これは前提として、IP網同士の通話を実現するためには、事業者間のSIPサーバの連携が必要になってまいりますので、1ポツに書いておりますように、これまでも本WGでご確認いただいておりますが、IP網同士の接続については、三者間以上のSIPサーバ連携だと開発コストや検討期間等の問題があること等を踏まえて、「二者間のSIPサーバ連携」を前提とすることが事業者間で確認をされております。

これを踏まえまして、本WGにおいては「電話を繋ぐ機能」を介したIP網同士の接続については、「二者間のSIPサーバ連携」を前提として検討を進めてきたところでございます。

次に、3ページをご覧くださいませでしょうか。検討項目②「電話を繋ぐ機能の役割」についてとさせていただきます。PSTNの「ハブ機能」とIP網の「電話を繋ぐ機能」を比較として書いておりますが、まず、PSTNにおいて多段接続を可能とするNTT東日本・西日本の交換機が提供している「ハブ機能」につきましては、接続事業者がこの交換機を経由して互いの設備同士を接続するということによって、この交換機が事業者間の音声呼の疎通を媒介・実現しており、また、NTT東日本・西日本のPOIは各都道府県単位で設置されているため、接続事業者は最寄りのPOIまで音声呼を伝送すれば、全事業者と接続することができる、という役割を果たしております。

この点について、資料の4ページとあわせてご覧いただけますでしょうか。現在のP

STNのハブ機能のイメージを左側にお示ししておりますが、水色のIP網がNTT東日本・西日本のNGNであったり、各事業者A、B、Cといったものがあり、それらがユーザ宅に回線で繋がっているようなイメージを想定した場合に、各事業者の電話網が繋がるに当たっては、水色のNTT東日本・西日本のNGN網の周りに緑色のPSTN網が囲っているようにネットワークが構成されているようなイメージでございまして、例えば事業者AがNTT東日本・西日本の緑色のPSTN網のPOIに繋がり、そこで折り返して他事業者Bと繋がったり、あるいはNTT東日本・西日本のPSTN網内と繋がったり、またはそこからNTT東日本・西日本のNGNに入っていくといったイメージでございまして、このPOIが各都道府県単位で設置されており、これが「ハブ機能」としての役割を果たしていた、というものでございます。

これが右側のIP網への移行後を想定した場合に、事業者間協議を踏まえた繋がるイメージを前提にいたしますと、緑色の囲っていたPSTNが取れてまいりまして、NTT東日本・西日本においては基本的にNGN網が残り、そこに「電話を繋ぐ機能」という形で、場所は「東京」、「大阪」という前提を置くと、この「東京」、「大阪」に繋ぐ機能POIが設置され、ここに事業者A、B、Cといった事業者のIP網が繋いでいく形で他事業者との接続を行っていくように変わっていくというイメージでございます。この東京・大阪といった場所にある繋ぐ機能POIの中で、各事業者がルータあるいは共用ルータが設置されることによりまして、「電話を繋ぐ機能」を実現していくこととなります。

このようなイメージ図を踏まえていただき、3ページにまたお戻りいただきまして、IP網の「電話を繋ぐ機能」というものは、下段の方に書いておりますが、PSTNの多段接続の交換機と違って、SIPサーバの二者間連携ということで1対1接続が前提になる「電話を繋ぐ機能」につきましては、各事業者が、繋ぐ機能POIビル内に全事業者が繋がっていくルータ等の通信設備が設置されますので、その通信設備と、各事業者のネットワーク側に位置しているSIPサーバといった通信設備が連携しまして、こういったものの総体により、音声呼がSIPサーバによって制御され、繋ぐ機能POIビル内に設置された各事業者のルータ間でパケット伝送が行われ、結果として、通話先ネットワークに振り向けられるといった「ルーティング伝送」という役割を担うことになると、このように考えられるということが、これまでの本WGでのご検討において整理されたところでございます。

したがいまして、※2に書いておりますように、「ルーティング伝送」といった点で申しますと、繋ぐ機能P O I ビル内に仮に個別のルータを自ら設置する事業者においては、「電話を繋ぐ機能」を構成する「ルーティング伝送」の一部を担うことになると考えられるわけでございます。

こうした考え方を前提としまして、次に5ページにお進みいただけますでしょうか。ここから各論として、「繋ぐ機能P O I の設置場所・箇所数」、「接続方式」、「電話を繋ぐ機能を利用しない直接接続」を検討項目③として、これまで本WGで検討いただいた内容をまとめてございます。

このページは、「電話を繋ぐ機能」がどういう構成になるかという検討モデルの話でございまして、その検討においては、まず、コスト試算が必要という議論が委員会の方でもございましたので、NTTが各事業者の協力も得ながら複数案の検討モデルを前提としたコスト試算を行い、その結果を7月の第1回WGで報告してもらったという経緯がございました。

この点については、参考資料の3ページと4ページにありますように、NTTが当初コスト試算の前提として「電話を繋ぐ機能」の検討モデルを、案1から案5-3まで11案ございましたが、このような形で検討の前提としたという経緯がございまして、この11モデルございましたものを、その中から、また本体資料の5ページに戻っていただきまして、2ポツ目にありますように、本WGで検討いただきまして、信頼性の確保の観点から課題が比較的少なく、コスト試算の合計額が相対的に低いものと。行ったり来たりで申しわけありませんが、参考資料の5ページに案1から5-3までのコスト試算結果の金額が示されており、6ページ、7ページはその金額の前提となる条件でございまして、また、参考資料電5-1の9ページ、10ページ、11ページは信頼性の観点から評価をした検討資料でございましたが、これらを踏まえて検討を行ってきた結果、結果として4案に絞り込むということで、検討モデルでいいます案2、案3-1、案3-4、案4といったものをベースに先行的に事業者間で協議するということを確認いただいたところでございました。

この4案は、5頁の下の図にございますが、案2については、P O I ビルに各社が個別ルータを設置して個別ルータ間を繋ぎ合うという個別ルータ方式。案3-1は、P O I ビル内に共用ルータを設置して各社が繋ぎ込む方式。案3-4は、これに加えて、地域にもルータがある張り出しP O I を設置するような方式。そして案4-1はP O I

ビルに個別ルータを設置するか、共用ルータを利用するかを選択できるといった案2と案3-1を組み合わせたような方式でございます。

続いて、6ページにお進みいただけますでしょうか。先の4案を前提としまして、事業者間において、繋ぐ機能POIの設置場所と箇所数等の検討が進められてきたわけですが、上段にありますように、「事業者間意識合わせの場」におきましては、繋ぐ機能POIは、信頼性等の観点から問題がないことを前提に、全国的に見て通信トラヒックが相対的に大きな「東京」と「大阪」に設置することが合理的であるという考え方が、これは9月9日の第2回WGにおいて示されたところでございます。

この前提となる資料が参考資料の13ページにございまして、NTTとして考える東京・大阪にPOIを設ける妥当性ということで、各都道府県別のトラヒックの上位2つに東京と大阪が入っております、こういったところから、信頼性等の観点も踏まえつつ、POIの設置場所としては東京・大阪が適切といったことを事業者においては検討されたところでございます。

これに対する本WGの考え方としましては、この資料電5-1の6ページの下段にありますように、これまでPSTNによって提供されてきた「ハブ機能」においては、先ほども図でお示しましたように、各都道府県単位でPOIが設置されてきたということで、地域内の折り返し通信が可能であったと。これと比べまして、IP網での新たな「電話を繋ぐ機能」については、繋ぐ機能POIの設置場所・箇所数が制限されることによりまして、地域によっては折り返し通信に係る伝送距離が長くなるため、事業者間において何らかの通信品質やコストの差が生じるということが否定できないということ。

そして、繋ぐ機能POIの非設置地域の、主に地域系の事業者になると思いますが、そういった事業者につきましては、POIビルに自らルータ等を設置する場合、故障対応などで地理的な制約があるといったところから、繋ぐ機能POIに設置するルータ等の維持・管理・運用に係る困難度に差が生じると、このような課題があるという点が示されてございます。

次に、続きとして7ページに進んでいただきまして、こうした課題についての考え方としましては、1つに、多様な通信形態に柔軟に対応する観点からは、「電話を繋ぐ機能」を提供するための更なるPOIを設置することは排除されないようにすべきであること。

2ポツ目ですが、地域系事業者が経済合理性や信頼性等の観点から音声呼の疎通が多い全国系事業者と地域内の折り返し通信を希望する場合は、当該地域系事業者の請求に

応じて、相手側事業者はP O I の設置場所の追加や、先の案3－4のような張り出しP O I の設置について協議を行う必要があるとしております。

※1で注釈をつけておりますが、ここでいう「P O I」については、全事業者が電話を繋ぐ機能を介して接続するという、いわゆる繋ぐ機能P O I の場合には限定されない。要するに二者間等による直接接続も含めたものを言っているということでございます。

「さらに」と3ポツ目で書いておりますが、信頼性確保の観点からは、これまで確認いただけてきましたように、繋ぐ機能P O I の設置場所・箇所数については一定の地理的離隔が確保された複数箇所であること。また、繋ぐ機能P O I までの伝送路が確実に冗長化され、冗長化された伝送路の全般にわたりなるべく広い範囲で互いに地理的離隔が確保されていること。そして、繋ぐ機能P O I に係る通信施設と通信設備、これは繋ぐ機能P O I ビルと繋ぐ機能P O I ビルに設置するルータ等を指してしておりますが、これらについては信頼性等が十分に確保されるよう維持・管理・運用がなされること。これらが重要であり、技術基準等において担保することを検討すべきとしております。

この信頼性の地理的離隔に関しましては、※2として、自治体が定める防災計画やハザードマップが考慮されていることも重要といった注釈で補足しております。この信頼性の観点におきましても、※4にありますように、「電話を繋ぐ機能を利用しない直接接続」についても、この考え方に準ずるものとしております。

続いて、8ページにお進みいただけますでしょうか。ここから検討項目④のP O I までの伝送路に係る部分でございまして、主にコスト負担に関するものでございました。資料上段に9月9日の第2回WGでN T T から報告された事業者間協議の結果を簡単にまとめてございますが、この件については、地域系事業者からは、P O I までの伝送路は、P O I 設置地域とP O I 非設置地域で事業者間で伝送距離の長短による費用の差異による不公平が生じるという意見。また、この費用を接続料原価に含める場合は、二者間での事業者協議に委ねますと、各事業者の事業規模、交渉力の違い等によって、費用負担の差異による不公平が生じる場合でも、それが解消できない課題が懸念されるという意見があったところでございます。

これらの点につきましては、事業者間においては、P O I ビル設置地域とP O I ビル非設置地域における事業者間でのP O I までの伝送路の距離の長短による費用の差異、これについては、事業者間の共通認識として確認した上で、接続料原価に含めるという

ことを前提に、二者間で真摯かつ丁寧に事業者間協議を行っていくことが適当ということが確認されております。このあたりの事業者間協議のとりまとめに至る経緯資料は、参考資料の15ページから19ページまでにありますので、ここは適宜ご参照いただければと存じます。

そして、本体資料8ページの下段でございます、この事業者間協議の結果に対するWGとしての考え方といたしましては、POIまでの伝送路、これはどのように構築・調達するかについては、IP網においても信頼性が確保されること等を前提として、基本的には各事業者の選択によるということになりますが、2ポツ目にありますように、事業者間での確認を踏まえて、二者間での事業者協議に当たっては、電気通信事業法第32条の趣旨等に鑑みまして、総務省が策定した「事業者間協議の円滑化に関するガイドライン」等に沿った適切な対応をとることが求められ、また、総務省においても事業者間協議を十分注視することが必要であるとしております。

次に、9ページにお進みいただけますでしょうか。最後の検討項目⑤の「電話を繋ぐ機能の担い手」について、繋ぐ機能POIビル内のコロケーション・スペース、ルータ等の提供主体に関するものでございます。

これに関する事業者間協議の結果につきましては、「事業者間意識合わせの場」においては、本WGの第3回と第4回にわたってこの件について検討をいただきましたが、本WGとして示した考え方を踏まえまして、事業者間においては、まず1点目に、多数の事業者からIP網同士の接続においては、一種指定設備事業者であるNTT東日本・西日本に対して、繋ぐ機能POIでの接続、コロケーション・スペースや電力設備等の提供、預かり保守又は共用ルータ等の提供、これは維持・管理・運用を含めませんが、これらを求める要望が寄せられていること。

2点目として、繋ぐ機能POIビル、コロケーション・スペースや電力設備等の提供主体といった、いわゆる通信施設に係るようなものについては、複数事業者から提供主体を選定するプロセスを経るまでもなく、NTT東日本・西日本とすることが望ましいこと。

そして3点目に、「共用ルータ」については、多数の事業者からNTT東日本・西日本に提供を求める要望が寄せられておりますが、その具体的な提供方法等の詳細については、引き続き事業者間協議を行うこと。

これらのことが、事業者間協議の考え方として第4回のWGにおいて示されました。

このあたりの事業者間協議の経緯資料は、参考資料の21ページ以降にございますので、また適宜ご参照いただければと存じます。

また、事業者間協議の結果として、本体資料9ページの大きな丸ポツの2点目でございますが、繋ぐ機能P O Iビル内に設置するルータ等のコスト負担の観点でございますが、この点については、事業者間では、このルータ等の共同利用、これは維持・管理・運用も含めますが、これを可能とする場合は、この共用部分の費用について一定の合理性が認められる按分方法を用いてコスト負担の在り方を検討していく旨の考え方が第2回のWGで示されております。また、共用の部分だけではなく、事業者が占有して使用するいわゆる個別ルータに係るコストについても、事業者において検討が進められてまいりました。

これらの点については、10ページにお進みいただきまして、WGとしての考え方をお示ししておりますが、まずは現行の接続ルールの考え方に基づく考え方としては、1つに、P S T Nにおいて一種指定事業者がハブ機能を担っている経緯ですが、これが不可欠設備でございますので、各事業者が接続を請求して接続が実現してきた結果であると。これによって、交換機を経由して他事業者の設備同士を接続するということが、事業者にとって技術的にも経済的にも合理的であるという考えによってきたものでございます。

また、次の2ポツ目でございますが、I P網での電話の事業者間接続に関しましては、現行ルール等の考え方として、ここに示す3点、1つは、一種指定設備であるルータ等の接続については、一種指定事業者は、接続の請求があった場合にはこれに応じて、総務省が認可した接続料や接続条件などが適用されるということ。

次に、そういった接続に際しては、一種指定事業者は、コロケーションの請求があった場合にはこれに応じ、これも総務省が認可したコロケーション条件などが適用されていくこと。

さらには、P O Iビル内に設置されているコロケーションに関しまして、他事業者の設備同士の接続については、一種指定事業者は、これを拒否する合理的な理由がない限り対応すること。この3つ目の点は行政指導でございますが、このような3つの点が引き続き適用されていくと考えられるとしております。

大きな丸ポツの3つ目からでございますが、I P網同士の接続への移行後というものを考えたときに、先にお示しした「電話を繋ぐ機能」の役割である「ルーティング伝送」

を実現するためには、繋ぐ機能P O I ビル内においてルータ等を設置するためのコロケーション・スペースや電力設備等の提供、預かり保守又は「共用ルータ」等の通信設備の提供といったものが必要となります。こうしたことについて、一種指定事業者であるN T T東日本・西日本におきましては、他事業者からの要望に対して接続ルールに則した対応が求められるとしております。

事業者間協議で示されたような多数の事業者からの要望や現行の接続ルールを踏まえ、①として、N T T東日本・西日本が他事業者と接続するために設置するルータに対して、他事業者が接続することによる「共用」の要望がある場合であって、保守運営等の観点から支障がない場合は、接続事業者に対してN T T東日本・西日本の利用部門と同等の利用条件で提供される必要があるとしてございます。

そのまま11ページに進んでいただきまして、②でございますが、また、「共用ルータ」をN T T東日本・西日本の建物にコロケーションする場合には、コロケーションのルールが適用されるということ。

これらによりまして、例えば多数の事業者等、あるいは今後想定される新規参入事業者は、認可接続約款に基づいた適正性・公平性・透明性等が確保された料金その他の提供条件で、上記にあります①の場合は「共用ルータ」、②の場合はコロケーションを利用することが可能となりまして、繋ぐ機能P O I ビル内で他事業者とI P網同士で接続することが可能になるということでございます。いずれにせよ、こうした点については、詳細な設備構成等を明らかにした上で具体的な検討を行うことが適切としております。

なお、繋ぐ機能P O I ビル内で他事業者がN T T東日本・西日本と接続を行う中で、N T T東日本・西日本に対してコロケーション・スペースの提供を求める場合に、このコロケーションが実現されない場合における代替手段に関してもルールを検討することが必要ということをお示ししております。

以上が接続ルールに基づく「電話を繋ぐ機能」の提供主体の考え方を明確にしてきたものでございまして、その主体となる一種指定事業者、N T T東日本・西日本の在り方がクリアになってきたわけでございますが、こうしたことを踏まえまして、最後に、提供主体に求められる役割として、WGとしての考え方をまとめております。

これまでWGで検討いただき、お示しいただいてきた考え方でございますが、P S T NからI P網への移行後においては、「電話を繋ぐ機能」が全ての利用者に電話サービスが提供されるための基盤となることから、まず、「電話を繋ぐ機能」が必ずしも事業者の

経済合理性の観点のみならず、確保すべき利用者利益を十分に勘案して、継続的かつ安定的に提供されること。

次に、「電話を繋ぐ機能」を提供する繋ぐ機能POIビル等といった通信施設や、繋ぐ機能POIビルに設置するルータ等といった通信設備につきましては、適正性・公平性・透明性が確保された料金その他の提供条件で接続事業者提供されるということ。これは新規参入事業者も含めて提供されるということ。さらには、こうした通信施設や通信設備についての信頼性等が十分に確保されるよう、技術基準等に基づく維持・管理・運用がなされること、ということで、このような3つの考え方が、提供主体がある種、誰であろうとも求められるということで、提供主体に求められる考え方をお示しし、最後締めくくってございます。

以上が資料電5-1、及び参考資料も含めまして、「電話を繋ぐ機能等WGのとりまとめ(案)」のご説明とさせていただきます。

○相田主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明を踏まえまして、意見交換・自由討議に移りたいと思います。内容的には前回までのとりまとめということで、賛否という意味ではあまりご異論はないのではないかと思いますけれども、特に親会の他の委員の方々にご説明するに当たって、これで十分かというようなこともお考えの上、ぜひご意見をいただければというふうに思います。いかがでございましょうか。内田先生。

○内田委員 ありがとうございます。今、相田先生がおっしゃったように賛否については特にございませんけれども、一応コメントということで、資料3ページ目でございます「電話を繋ぐ機能」の定義、真ん中ほどからありますけれども、これについては、これまでのWGの中でも何回か発言させていただいてきました。それを踏まえてこのような形で文章化していただいたと思っております、非常に技術的な観点からも厳密で正しい記述になっているのではないかとこのように私は考えていますので、この定義を議論の大前提にして進めてきたという形で、親会のほうでもご説明いただければと思っています。

○相田主査 ありがとうございます。ほかはよろしいですか。

○内田委員 はい。

○相田主査 池田先生のほうはいかがでございましょう。

○池田委員 ありがとうございます。最後の11ページのとりまとめで、ご説明では提

供主体に求められる役割ということで、誰であろうとも求められる役割としてこの3つがあるんじゃないかというとりまとめの仕方がされていましたが、実際には、繋ぐ機能のWGでは手を挙げられたという経緯もございましたが、そこは資料にはまとめないという答えになるのでしょうか。

○相田主査　いかがでしょうか。

○安東事業政策課調査官　提供主体に関しましては、事業者間協議におきましても、9ページ1ポツ目の中の小さい2つ目のポツでございますが、まず、POIビル、コロケーション・スペース、電力設備等の提供主体については、NTT東日本・西日本とすることが望ましいという事業者の声がございます。また、接続ルールの考え方を10ページの2ポツ目でお示ししておりますが、競争事業者、他事業者の要望も、設備に関しても共用ルータについてNTT東日本・西日本に提供を求める要望が寄せられております。こういうことを踏まえて、10ページの下から2ポツ目でございますが、「NTT東日本・西日本においては、他事業者からの要望に対して接続ルールに則した対応が求められる」という整理をさせていただいております、これがこのWGでの考え方ということにさせていただいております。

○相田主査　その9ページ目のほうでもってNTT東日本・西日本とすることが望ましいことという要望のほうだけ書いてありますけれども、これに対して、NTT東日本・西日本のほうから、これについて受ける用意があるという口頭でのご説明があったように思いますけれども、今の池田先生のは、それくらいまでは書いてもいいんじゃないかというご指摘だったかと思いますが。

○安東事業政策課調査官　そうですね。確かに第4回WGの場で、NTT東日本・西日本よりそのようなご発言がございましたので、その点も9ページか、10ページか、場所を検討いたしますが、追記をさせていただきたいと思います。

○相田主査　いかがでございましょう。

じゃ、ちょっとお考えいただいている間に私のほうから2点くらいあれしたんですけど、まず1点目は、1ページ目の経緯のところの2つ目の丸のところです。「事業者間協議を注視しながら」という言い方になっているんですけども、この後ろのまとめ方はかなり事業者間協議の結果でこれをしているというので、何かもうちょっとこのところを、事業者間協議と情報交換を行いながらとか、事業者間協議の結果を受けてとか、もう少し踏み込んだ表現でもいいんじゃないかなという印象を持ったんですけども、

いかがでございましょう。

○安東事業政策課調査官　その点につきましては、もう少し文言を検討させていただきたいと思います。事業者間の状況等、協議の状況等を注視しながらと書いておりますものは、後段の2ページ以降でも事業者間協議の結果とWGとしての制度的な考え方と明確に峻別しながらも連携しているということを言いたいという趣旨で「注視」と入れております。この点については、今のご指摘も踏まえながら、文言の整理をさせていただきたいと思います。

○相田主査　それとあと1点は、ちょっと技術的なことになるんですけども、4ページの図で、左側の現在のネットワークを見ると、NTT東日本・西日本の間で繋ごうとするとというか、東地域と西地域の間で電話を繋ごうとすると、必ず一旦はIPになるような絵になっていますけれども、これはそれで、本当にそうなっているのでしょうかね。

○影井事業政策課課長補佐　失礼いたしました。この資料は、ある種IP電話による通話というものを念頭に置いた絵になっておりますので、NTT東日本・西日本のひかり電話と疎通される場合であって、東西をまたがる場合には、このNGNの県間伝送路というものが使われて、これについては、今現在ではNTT東日本・西日本間の通信のみに利用されているところでございますが、先生ご指摘のように、PSTNを介したメタル電話については、NGNの県間伝送路ではなく、PSTN網や中継伝送路を介して東西間も繋がりますので、少しここは誤解を招くような内容になっているかもしれません。

○相田主査　ですから、NTT東日本・西日本のPSTN間の直接のIPを経由しないような繋ぎとか、あるいは事業者BのIPも、全国系と言っているところにもやはりNTT東日本・西日本のPSTN側にPSTNの皮をかぶせて、普通のメタル電話ユーザが0077だか、0088だか発信したときに、おそらくまだ現状ではPSTN経由で繋がっている部分が少なくともあるんじゃないかなと思いますので、ちょっとそこは確認いただいた上で修正したほうがいいかなと。ほんとうにこの絵の状態になると、どうせ一旦IPになるのに、一々PSTNに変換するのはあほらしいよねとIPの直接接続のモチベーションが高まる場所ではあるんですけど、残念ながら、多分今のところはそこまで行っていないと思います。ちょっとご確認いただければと思います。

○安東事業政策課調査官　この絵で主にご説明したかった点は、右側の図にあるIP網に直接接続に行く前段の現在の状況として、例えばNTT東日本・西日本のネットワー

クに着目いたしますと、直接IP網に入っていくということではなく、「あんこの皮」のように構成されているPSTNにあるIGS機能を使いながら、そこを介して他事業者同士の接続またはNTT網への接続というものが行われているという姿をお示ししたいということです。ご指摘の点も、他事業者側のPSTNの構成、また、他事業者に繋がる場合の東西の中継などについて、もう少し手を加え、あくまで「イメージ」ではございますが、若干正確性を期してまいりたいと思います。

○相田主査 よろしくお願ひいたします。ほかにいかがでございましょうか。

○池田委員 まだ残された課題が共用ルータと事業者精算の在り方についてあり、引き続き事業者間協議が進められるということなのですが、この扱いは今後どうなっていくのかということに関心がございます。

○相田主査 どうしましょう。事務局からお答えいただけますでしょうか。

○影井事業政策課課長補佐 共用ルータについては、前回WGが10月18日でしたが、その後も鋭意、事業者間協議が進められておまして、「意識合わせの場」も複数回開かれており、実は昨日も議論がなされていたところでございまして、ここは引き続き事業者の検討が続いていくところでございますが、我々もWG及び事務局といたしましては、1ページの最後を書いておりますように、この点については、事業者間での協議が今進められているという状況を踏まえつつも、WGとしては、「事業者間意識合わせの場」が実際にそれなりの頻度で開催されておりますので、その中での検討状況というのはしっかり確認をさせていただきますして、WG構成員の皆様にもその状況を情報共有させていただきながら、WG自体はこれまでのようなペースで開催するというのではないかもしれませんが、必要に応じてWGは開催していく、要するにクローズはしない形で置いてまいりまして、事業者間協議についても、できる限り速やかな協議をしていただくことを前提に、1次答申のとりまとめと書いておりますが、我々としては、電話網移行円滑化委員会の報告書、1次答申というスケジュールに基づきまして、そこに届くような形で検討が事業者間でも進められ、WGについても随時、検討すべき事項が生じれば、開催して検討していくと、そういう考えでございます。

○相田主査 私のほうからも補足させていただきますと、冒頭にも申し上げましたように、今回のこれは来週開かれます親会のほうにこれまでの状況をご報告させていただくということで、別途走っている利用者保護WGでしたっけ、の内容等も含めまして、それから親会のほうで論点整理を行い、さらに1次答申をまとめて、多分パブコメ等も経

て、年度末ぐらいに1次答申をするということで、私が伺っているのでは、その内容はあるべき論みたいなのであって、その後、今度はそこに至るための実際の手順のようなものを第1次答申後に検討を進めるということで、それはタイムラインでいうと、来年度に入ってからぐらいになるということかと思えますけれども、今、ご指摘もございましたように、それまで事業者間協議のほうもどんどん進むものと思えますので、来週の段階では、この内容で親会のほうに報告させていただきますけれども、実際の1次答申書までの間に進展があれば、可能な範囲で1次答申にも反映させたいなということで、その意味で、これまでよりは少しペースダウンするかもしれませんが、事業者間協議の場をこのWGとして引き続き、先ほどの言葉でいうと注視させていただいて、その中で1次答申に盛り込めそうな内容があれば、それを親会のほうにインプットしていくというようなことを進めさせていただければというふうに思っている次第でございます。

○安東事業政策課調査官 事務局から1点補足をさせていただきます。この1ページ目の4ポツ目の最後から2行目の「随時確認」という点でございますが、これは文脈から申しますと2行目の後段の「事業者間協議の状況」を「随時確認する」ということでございますので、先ほど「注視」という表現について、もう少し強い表現をとるご指摘とあわせて、この「随時確認」の冒頭に「協議の進捗状況を」ということを明確化させていただきます。事業者間協議を加速していただくということ、その状況をしっかりと確認していくということをお知らせしていきたく思います。

○相田主査 ほかにいかがでございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、本日何点かご指摘いただきましたので、来週、親会に対する報告につきましては、一応形式的にはとりまとめ役である私のほうにご一任という形になるかと思えますけれども、両委員とも親会にぜひ出席いただいて、直接ご説明いただければというふうに思います。

ということで、今申し上げましたように、本WG、本年7月から11月まで、これまで5回開催させていただきまして、事業者間協議の結果等を受けながら、委員の皆様にご意見をいただきまして、本WGの考え方を整理してきたところでございますけれども、これから親会のほうで1次答申をとりまとめる間、引き続き事業者間協議の状況等の情報をいただき、1次答申のほうにインプットできるようなものがあれば、ぜひ親会のほうに伝えていくということで、事業者間のほうにおかれましては、引き続き協議を鋭意

進めていただけますようお願いいたします。

ということで、事務局にご用意いただいた議題は以上かと思えますけれども、何か委員の皆様の方からございましたら、よろしゅうございますか。

それでは、大分もう既に何遍か触れられましたけれども、今後の予定等につきまして、事務局の方からご説明をお願いいたします。

- 影井事業政策課課長補佐　本とりまとめ（案）につきましては、相田主査の方からお話がありましたように、主査からご指示をいただきながら、必要に応じて修正、幾つかご指摘の箇所がございましたので、これを行いまして、後日の委員会におけるご報告、委員会でのご審議をいただくということで進めさせていただければと存じます。

委員会の日程でございますが、今回は既にアナウンスしておりますように11月18日金曜日の16時からを予定しておりますが、委員の皆様に対しましては、事務局から別途、正式なご案内をさせていただきたいと存じます。よろしくをお願いいたします。

- 相田主査　ワーキンググループの方の日程につきましては、事業者間協議の状況等を踏まえて、また調整ということでよろしゅうございますね。

ほかにごございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、本日はこれで閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

以上